

**鳥取県告示第 407 号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第10条第1項の規定に基づき、倉吉市が行う土地改良事業（元気な地域づくり交付金事業耳地区農業用排水路）について、平成19年4月20日同意したので、同法第96条の2第7項の規定により告示する。

平成 19 年 4 月 27 日

鳥取県中部総合事務所長 山 本 光 範